

平成 23 年 1 月 24 日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号 差押債権取立請求事件

（口頭弁論終結日 平成 22 年 12 月 14 日）

判 決

原告 国

被告 株式会社 Y

主 文

- 1 被告は、原告に対し、274 万 0335 円及びうち 267 万 4007 円に対する平成 21 年 3 月 28 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第 1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

主文同旨

2 請求の趣旨に対する答弁

- （1）原告の請求を棄却する。
- （2）訴訟費用は原告の負担とする。

第 2 当事者の主張

1 原告の請求原因

（1）原告の滞納会社に対する租税債権の存在

ア 小樽税務署長は、北海道所在の有限会社 A（以下「滞納会社」という。）

に対し、平成 22 年 2 月 23 日現在、別紙 1「租税債権目録（1）」記載

のとおり、既に納期限を経過した源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税合計８００万８３６０円の租税債権（以下「本件滞納国税」という。）を有していた。

イ 本件滞納国税は、平成２２年１０月８日現在、別紙２「租税債権目録（２）」記載のとおり合計８４５万６９６２円となっており、現在も、上記滞納税額に平成２２年１０月９日以降の期間に発生した延滞税が加算された全額が未納となっている。

ウ 小樽税務署長は、平成２２年６月９日、札幌国税局長に対し徴収の引継ぎを行ったため、以後、同局長が本件滞納国税の徴収を所管することとなった（国税通則法４３条３項）。

（２）滞納会社が被告に対して有する債権（不当利得返還請求権）の存在

ア 被告の滞納会社に対する貸付け

（ア）滞納会社は、平成１５年１２月２５日、金融業を営む被告（平成２２年３月２５日に旧商号「株式会社Ｂ」から現在の商号に変更）との間で、借入金額を２００万円とするほか、以下の約定による金銭消費貸借契約（以下「本件契約１」といい、本件契約１の際に作成された借用書を「本件借用書１」という。）を締結し、被告は、同日、滞納会社に対し、２００万円を貸し付けた。

a 契約内容（本件借用書１、第４条）

- ① 貸付利率 ２９．２％
- ② 返済方式 元利均等
- ③ 支払金額 利息支払日に元利金８万２５００円
- ④ 返済期間及び返済回数

平成１６年１月２６日から平成１８年１２月２６日まで３６回払

- ⑤ 遅延損害金 ２９．２％

b 特約条項（本件借用書１、第５条）

貸付利率は、借用日から60日の期間については7%とする（新利率適用日は平成16年2月23日）。

c 利息の計算方法（本件借用書1、第9条1項）

- ① 単利計算、後払い残債方式により計算する。
- ② 閏年も365日の日割計算とする。

d 期限の利益の喪失（本件借用書1、第11条）

債務者等に第11条各号の一に該当するときは、通知催告なくとも当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払う。

（イ）さらに、滞納会社は、平成16年1月27日、被告との間で、借入金額を100万円とするほか、以下の約定による金銭消費貸借契約（以下「本件契約2」といい、本件契約2の際に作成された借用書を「本件借用書2」という。）を締結し、被告は、同日、滞納会社に対し、100万円を貸し付けた。

a 契約内容（本件借用書2、第4条）

- ① 貸付利率 29.2%
- ② 返済方式 元利均等
- ③ 支払金額 利息支払日に元利金4万2000円
- ④ 返済期間及び返済回数

平成16年2月26日から平成19年1月26日まで36回払

- ⑤ 遅延損害金 29.2%

b 特約条項（本件借用書2、第5条）

貸付利率は、借用日から平成16年2月22日の期間については7%とする（新利率適用日は平成16年2月23日）。

c 利息の計算方法（本件借用書2、第9条1項）

前記（ア）cに同じ。

d 期限の利益の喪失（本件借用書2、第11条）

前記（ア）dに同じ。

（ウ）滞納会社は、平成16年4月28日、被告との間で、本件契約1及び本件契約2による借入金を借り換えし、借入金額を、本件契約1及び本件契約2の残元金合計額271万2683円を含む350万円とするほか、以下の約定による金銭消費貸借契約（以下「本件契約3」といい、本件契約3の際に作成された借用書を「本件借用書3」という。）を締結し、被告は、同日、滞納会社に対し、350万円を貸し付けた。

a 契約内容（本件借用書3、第4条）

- ① 貸付利率 29.2%
- ② 返済方式 元利均等
- ③ 支払金額 利息支払日に元利金14万6700円
- ④ 返済期間及び返済回数

平成16年5月26日から平成19年4月26日まで36回払

- ⑤ 遅延損害金 29.2%

b 利息の計算方法（本件借用書3、第9条1項）

前記（ア）cに同じ。

c 期限の利益の喪失（本件借用書3、第11条）

前記（ア）dに同じ。

（エ）滞納会社は、平成16年7月30日、新たに、被告との間で、借入金額を100万円とするほか、以下の約定による金銭消費貸借契約（以下「本件契約4」といい、本件契約4の際に作成された借用書を「本件借用書4」という。）を締結し、被告は、同日、滞納会社に対し、100万円を貸し付けた。

a 契約内容（本件借用書4、第4条）

- ① 貸付利率 29.2%
- ② 返済方式 元利均等

③ 支払金額 利息支払日に元利金 4 万 2 0 0 0 円

④ 返済期間及び返済回数

平成 1 6 年 8 月 2 6 日から平成 1 9 年 7 月 2 6 日まで 3 6 回払

⑤ 遅延損害金 2 9 . 2 %

b 利息の計算方法（本件借用書 4、第 9 条 1 項）

前記（ア）c に同じ。

c 期限の利益の喪失（本件借用書 4、第 1 1 条）

前記（ア）d に同じ。

（オ）滞納会社は、平成 1 8 年 9 月 2 0 日、被告との間で、本件契約 3 及び本件契約 4 による借入金を借り換えし、借入金額を、本件契約 3 及び本件契約 4 の残元金合計額 1 4 6 万 2 5 5 6 円を含む 3 0 0 万円とするほか、以下の約定による金銭消費貸借契約（以下「本件契約 5」といい、本件契約 5 の際に作成された借用書を「本件借用書 5」という。）を締結し、被告は、同日、滞納会社に対し、3 0 0 万円を貸し付けた。

a 契約内容（本持借用書 5、第 3 条）

① 貸付利率 2 9 . 2 %

② 返済方式 元利均等

③ 支払金額 返済期日に元利金 1 2 万 4 8 0 0 円

④ 返済期間及び返済回数

平成 1 8 年 1 0 月 6 日から平成 2 1 年 9 月 7 日まで 3 6 回払

⑤ 遅延損害金 2 9 . 2 %

b 利息の計算方法（本件借用書 5、第 7 条 1 項）

前記（ア）c に同じ。

c 期眼の利益の喪失（本件借用書 5、第 1 1 条）

前記（ア）d に同じ。

本件借用書 5 第 2 条には、「担保の明細」として土地・建物の記載が

あるが、実際には当該不動産に担保権は設定されなかった。

イ 滞納会社による弁済状況

滞納会社は、被告に対し、本件契約 1 ないし 5（以下「本件各契約」という。）にかかる借入債務について、別紙 3「利息制限法に基づく法定金利計算書」（以下「本件法定金利計算書」という。）の年月日欄記載の年月日において、同別紙弁済額欄のと通りの経過で順次弁済し、平成 21 年 3 月 27 日完済した。

ウ 不当利得返還請求権の発生

（ア）本件各契約による貸付利率は、本件契約 1 のうち借用日から 60 日の期間及び本件契約 2 のうち借用日から平成 16 年 2 月 22 日までは年利 7%であるものの、その余の期間はいずれも年利 29.2%であり、元本の額が 100 万円以上の場合に係る利息制限法 1 条 1 項 3 号所定の 15%を超えるものであるから、その制限利率を超える部分（以下、単に「制限超過部分」という。）についての弁済は無効である。

（イ）そこで、上記イの弁済経過のと通りの弁済を前提として、利息制限法 1 条 1 項 3 号所定の 15%を超過した部分を順次元本に充当して計算すると、本件法定金利計算書のとおり、267 万 4007 円の過払金（以下「本件過払金」という。）のほか、6 万 6328 円の過払利息が発生し、これにより、滞納会社に 274 万 0335 円の損金が生じ、被告は、法律上の原因なくして同額の利得を得た。

エ 被告が悪意の受益者であること

（ア）金銭を目的とする消費貸借において利息制限法 1 条 1 項所定の制限利率を超過する利息の契約は、その超過部分につき無効であるが、被告は、貸金業を営む者であるところ、貸金業者については、貸金業の規制等に関する法律（平成 18 年法律第 115 号による改正前のもの。以下「貸金業法」という。）43 条 1 項が適用される場合に限り、制限超過部分

を有効な利息の債務の弁済として受領することができる」とされているにとどまるなどの同法の趣旨に鑑みると、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法４３条１項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有し、かつそのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法７０４条の「悪意の受益者」とであると推定されるというべきである（最高裁平成１９年７月１３日第二小法廷判決・民集６１巻５号１９８０ページ、判例タイムズ１２５２号１１６ページ）。

（イ）本件においては、貸金業者である被告が、その業として行う金銭消費貸借契約において、滞納会社に対し、利息制限法１条１項の法定金利を超える金利で貸付をしていることを知りながら、期限の利益喪失約款下において同会社から利息の返済を受けたものであり、貸金業法４３条１項の適用の有無のほか、この適用がない場合には貸金業法４３条１項の適用があるとの認識を有し、かつそのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情の有無も明らかでないから、被告は、悪意の受益者というべきである。

（ウ）そして、利息制限法所定の利率を超えて利息として支払われた部分を元本に充当することにより生じる過払金を不当利得として返還する場合において、悪意の受益者が付すべき民法７０４条前段所定の利息の利率は、民法所定の年５分と解される（最高裁平成１９年２月１３日第三小法廷判決・民集第６１巻１号１８２ページ）。

オ 小括

したがって、滞納会社は、被告に対し、２７４万０３３５円の不当利得返還請求権（以下「本件過払金請求権」という。）及び本件過払金２６７万４００７円に対する平成２１年３月２８日から支払済みまで民法所定の

年5分の割合による利息請求権（以下「本件利息請求権」という。）を有する。

（3）原告による本件過払金請求権の差押え

ア 小樽税務署長は、本件滞納国税を徴収するため、平成22年2月23日、国税徴収法（以下「徴収法」という。）62条の規定に基づき、滞納会社の有する本件過払金請求権及び本件利息請求権を差し押さえ、債権差押通知書は、同年2月25日、被告に送達された。

イ その結果、小樽税務署長は、徴収法第67条1項の規定に基づき、被差押債権である本件過払金請求権及び本件利息請求権の取立権を取得した。

ウ そこで、小樽税務署長は、被告に対し、同年3月16日、差押債権に係る弁済の支払催告書により、被差押債権の支払を請求したものの、被告はこれに応じない。

（4）結語

よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、274万0335円及び本件過払金267万4007円に対する平成21年3月28日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による民法704条前段所定の法定利息の支払を求める。

2 請求原因に対する被告の認否

（1）請求原因（1）は不知。

（2）同（2）ア、イは認めるが、ウ、エ、オは否認又は争う。

（3）同（3）は否認又は争う。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因（1）について

証拠（甲1～3）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因（1）ア、イ、ウの各事実が認められる。

2 請求原因（2）について

- (1) 請求原因 (2) ア、イの各事実については、当事者間に争いがない。
- (2) 上記各事実によれば、請求原因 (2) ウ (ア) のとおり、本件各契約による貸付利率は、本件契約 1 のうち借用日から 60 日の期間及び本件契約 2 のうち借用日から平成 16 年 2 月 22 日までは年利 7 % であるものの、その余の期間はいずれも年利 29.2 % であり、元本の額が 100 万円以上の場合に係る利息制限法 1 条 1 項 3 号所定の 15 % を超えるものであるところ、滞納会社は、被告に対し、請求原因 (2) イのとおり弁済したことが認められる。
- (3) 利息制限法所定の制限利率を超えて支払われた利息 (過払金) については、原則として不当利得が成立し (同法 1 条)、貸金業法 43 条所定のみなし弁済の適用があるときに、その例外として、有効な利息の債務の弁済とみなされ、不当利得の成立を免れることができる。被告は、貸金業法上の登録を受けた貸金業者である (甲 4 ～ 9、11 ～ 13、弁論の全趣旨) から、みなし弁済が認められる場合を除き、利息制限法の制限利率を超える部分 (制限超過部分) の支払が不当利得となることなどの法的知識は当然有しているというべきである。そして、貸金業法 43 条所定のみなし弁済の適用が認められるためには、①貸金業者に対する利息又は損害金の支払であること、②利息制限法 1 条 1 項に定める法定利率を超える金員を利息又は損害金として、任意に支払ったこと (支払の任意性)、③貸金業者から法定の記載要件を満たした書面 (17 条書面、18 条書面) の交付を受けていること (書面主義の充足性) の要件をすべて充足する必要がある。

ところが、本件において、被告は、みなし弁済の適用、あるいは、被告がみなし弁済の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があることにつき何ら主張・立証をしていない。

そうすると、請求原因 (2) エのとおり、被告は、不当利得による受益につき悪意と認めるのが相当であるから、悪意の受益者として、過払金が発生

した日の翌日から生じた過払金に対して民法704条前段所定の利息（年5分の割合による法定利息）を支払う義務を負う。

（4）以上により、本件各契約に係る取引を利息制限法の法定利率に照らし、一連にて引き直し計算をすると、本件法定金利計算書（請求原因（2）ウ（イ））のとおり、滞納会社は、最終取引日（平成21年3月27日）時点で、被告に対し267万4007円の過払となっており、これにより、滞納会社に同額の損失が発生し、被告は滞納会社の損失によって、法律上の原因なくして、同額の利得を得ていることとなり、また、同日までの過払利息（確定法定利息）は6万6328円となる。

（5）したがって、滞納会社は、被告に対し、請求原因（2）オのと通りの請求権を有するものと認められる。

3 請求原因（3）について

証拠（甲14～16）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因（3）ア、イ、ウの各事実が認められる。

4 結論

以上によれば、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、議求原因（4）のと通りの金員の支払を求めることができる。よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第1民事部

裁判官 長井浩一